

【別添 1】

教員研修用教材

児童生徒への性暴力防止のために

～その行為が人生を壊します～



令和7年10月

作成：警察庁生活安全局

協力：文部科学省初等中等教育局

児童生徒への性暴力は必ず発覚する

「児童生徒の盗撮」、「わいせつな行為」、「児童買春」等の行為は必ず警察に認知されます

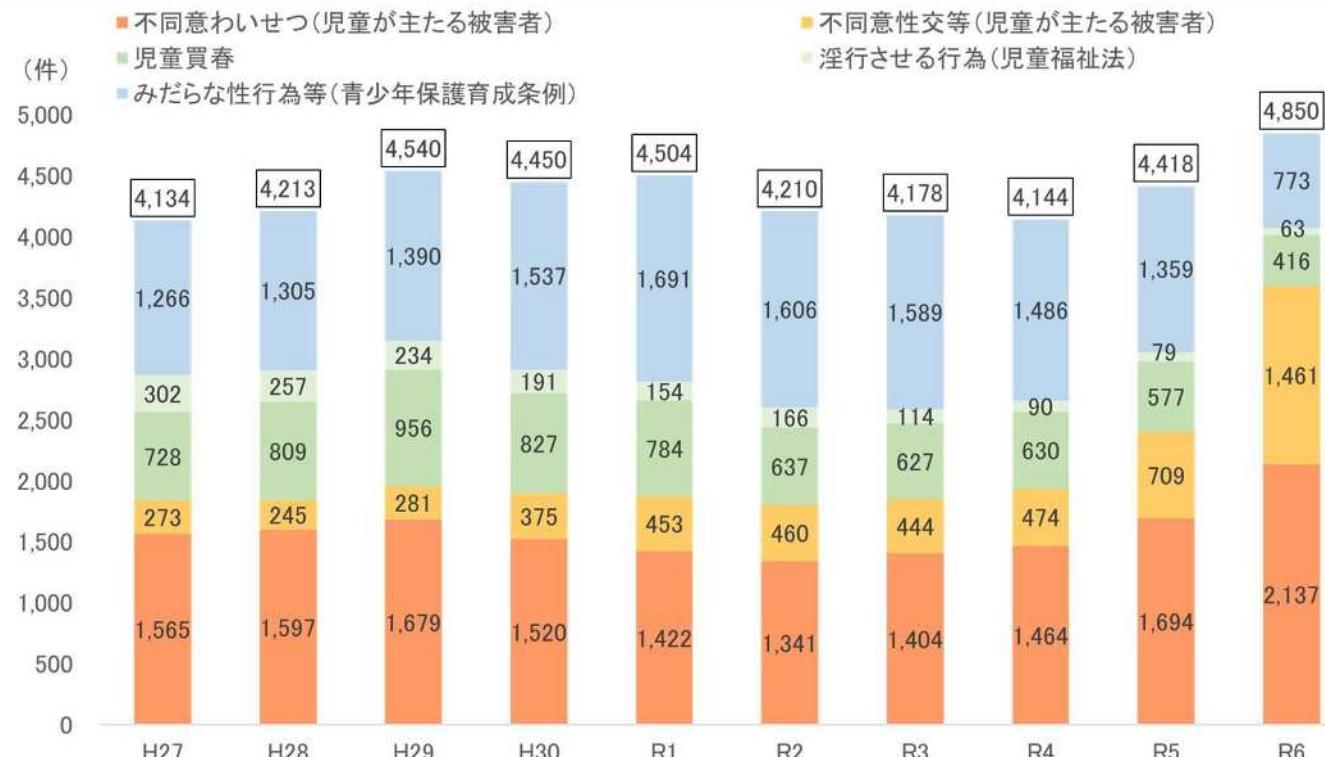
- 児童生徒自身、保護者、学校からの相談・通報
- 他の教師が不思議な行動に気付いて通報
- 警察によるサイバーパトロールや補導活動、他事件からの関連発覚

認知→捜査開始



「バレない」と思っても、実際には様々な経路から警察に認知され、
必ず捕まる
これらの行為は繰り返される傾向が強く、隠し通すことは不可能

児童買春事犯等の検挙件数



※ 不同意わいせつ及び不同意性交等は、令和5年7月12日以前は強制わいせつ及び強制性交等であり、単純に令和5年以前とその件数を比較できない。

※ 件数は、被疑者の行為数によるところ、刑法第54条第1項前段(観念的競合)に該当し、刑法犯と特別法犯が競合する場合は各別に計上

児童買春事犯等の検挙件数は、不同意性交等及び不同意わいせつが近年増加傾向にあり、その結果、令和6年は2年連続増加し、過去10年で最多

一時の感情や誤った判断によって...

【被害者】

- ・つらい記憶が頭から離れない
- ・自己評価が低下してしまう
- ・被害がトラウマとなり、めまいや過呼吸を起こしてしまう
- ・人が怖くて外に出られず、自宅に引きこもる
- ・自傷行為をしてしまう



【被疑者】

- ・逮捕・起訴され、有罪判決を受ける
- ・懲戒免職処分を受け、職を失う
- ・教員免許が失効する（返納が必要）
- ・子どもと接する業務に就けなくなる
- ・ウェブに実名や顔写真が掲載され、広く社会に知られてしまう



【被疑者の家族】

- ・被疑者の家族としてSNS等にて誹謗中傷される
- ・引っ越しや転校、転職を余儀なくされる
- ・不安や羞恥心を抱えながら生きていくことになる
- ・安定した収入がなくなることで経済的に困窮する

教員性暴力等防止法¹ (令和3年法律第57号)

児童生徒の同意の有無に関わらず、児童生徒性暴力等（性交等、児童ポルノ、痴漢、盗撮等）は禁止。原則懲戒免職

【概要】児童生徒の尊厳を保持するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的とした法律

「児童生徒等」

- ①学校に在籍する幼児、児童または生徒
- ②18歳未満の者

「児童生徒性暴力等」

- ①児童生徒等に性交等をすることまたは性交等をさせること
- ②児童生徒等にわいせつ行為をすることまたはわいせつ行為をさせること
- ③刑法182条（面会要求、自撮り要求）、児童ポルノ法、性的姿態撮影等処罰法違反の行為をすること
- ④痴漢行為または盗撮行為をすること
- ⑤児童生徒等に対する悪質なセクハラをすること

※刑事罰の対象とならない行為も含まれる
※児童生徒等の同意の有無は問わない

¹ 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律

こども性暴力防止法² (令和6年法律第69号)

こどもと接する業務に就く人に特定性犯罪（不同意性交等、児童ポルノ、痴漢、盗撮等）の前科がないかを確認

【概要】児童等に教育、保育等を提供する事業者に対し、従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じること等を義務付け、もって児童生徒等の心身の健全な発達に寄与することを目的とした法律

「安全確保措置」

見守りや面談による早期把握、相談体制の整備、被害が疑われる場合の調査・保護、従事者への研修、**特定性犯罪前科の有無の確認**（※採用時や現職者も定期的に確認）

これらの事情を踏まえ、従事者による児童対象性暴力等が行われるおそれがあると認められる場合は、**教育、保育等の業務に従事させないなどの児童対象性暴力等の防止のための措置を講じなければならない**

「特定性犯罪」

不同意性交等、不同意わいせつ、児童買春、児童ポルノの所持、製造等
盗撮、各都道府県の条例で定める痴漢、淫行 等

² 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律

児童買春、児童ポルノ禁止法³ (平成11年法律第52号)

18歳未満の児童と性的な行為をすれば「児童買春」として処罰され、
児童のわいせつ画像や動画は「児童ポルノ」として処罰されます

【概要】児童買春や児童ポルノの製造・所持・提供などに係る行為等を処罰

「児童買春」

- ・児童に対し、対償⁴を渡す、または渡す約束をした上で性交等⁵をすること
- ・児童買春をした者は**5年以下の拘禁または300万円以下の罰金**

「児童ポルノ」

- ・性交等をする児童の姿態や、衣服の全部または一部をつけずに性的な部分を強調し、性欲を刺激する児童の姿態⁶を描写した写真や電磁的記録媒体等のこと
- ・児童ポルノを製造した者は**3年以下の拘禁または300万円以下の罰金**
- ・自己の性的好奇心を満たす目的で児童ポルノを所持した者は**1年以下の拘禁または100万円以下の罰金**
- ・児童ポルノを不特定または多数の者（運用上は2人以上）に提供した者は**5年以下の拘禁または500万円以下の罰金**

3 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護に関する法律

4 金銭や物品、食事など

5 児童買春、児童ポルノ禁止法における「性交等」とは、性交もしくは性交類似行為（性交を模して行われる手淫、口淫行為等）をし、また自己の性的好奇心を満たす目的で児童の性器等を触り、もしくは児童に自己の性器等を触らせることを指す

6 制服や部活動のウェア、水着等の衣服を着用していても、性的な部分を強調し性欲を刺激するような描写になつていれば児童ポルノにあたる

性的姿態撮影等処罰法⁷ (令和5年法律第67号)

児童の性的な姿を撮影したり送信したりすると、**処罰されます**
特に16歳未満にあっては**同意があつても処罰されます**

【概要】人の性的な姿態⁸を相手の同意なく撮影したり、保管したり、不特定または多数の者（2人以上）に対して送信したりすることを処罰

- ・撮影した者は**3年以下の拘禁または300万円以下の罰金**
- ・保管した者は**2年以下の拘禁または200万円以下の罰金**
- ・不特定または多数の者に送信した者は**5年以下の拘禁または500万円以下の罰金**

※**13歳未満**の者に対して性的な姿態を撮影、記録、送信等した場合、同意の有無に
関わらず処罰

※**13歳以上16歳未満**の者に対して性的な姿態を撮影、記録、送信等した場合、
行為者との年齢差が5歳以上あると同意の有無に関わらず処罰

7 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の映像に係る電磁的記録の消去等に関する法律

8 性的な姿態とは、人の性的な部位、人が身につけている下着のうち現に性的な部位を覆っている部分、または、わいせつな行為や性交等がされている間における人の姿態のことを指す



刑法（不同意わいせつ罪、不同意性交等罪）

（明治40年法律第45号）

1/2

児童に対してわいせつな行為や性交等をすると**処罰されます**
特に16歳未満にあっては**同意があっても処罰されます**
教師と児童生徒の関係において、「自由な意思による同意」は成立がしにくい

【概要】以下の1. または2. によって、

- わいせつな行為をした場合、**不同意わいせつ罪（176条）【6か月以上10年以下の拘禁】**
- 性交等⁹をした場合、**不同意性交等罪（177条）【5年以上の拘禁】**

1. ①～⑧のいずれかを原因として、
同意しない意思を形成、表明または全うすることが困難な状態にさせること、あるいは相手が
そのような状態にあることに乘じること

- ① 暴行または脅迫
- ② 心身の障害
- ③ アルコールまたは薬物の影響
- ④ 睡眠その他の意識不明瞭
- ⑤ 同意しない意思を形成、表明または全うするいとまの不存在
- ⑥ 予想と異なる事態との直面に起因する恐怖または驚愕
- ⑦ 虐待に起因する心理的反応
- ⑧ 経済的または社会的関係上の地位に基づく影響力による不利益の憂慮

2. わいせつな行為でないと誤信させたり、人違いをさせること、または相手がそのような誤信を
していることに乘じること

9 性的姿態撮影等処罰法、不同意性交等における「性交等」とは、性交、肛門性交、口腔性交または膣若しくは肛門に身体の一部若しくは物を挿入する行為を指す

刑法（不同意わいせつ罪、不同意性交等罪） (明治40年法律第45号)

2/2

- ※13歳未満の者に対してわいせつな行為や性交等を行った場合、同意の有無にかかわらず処罰
- ※13歳以上16歳未満の者に対してわいせつな行為や性交等を行った場合、行為者との年齢差が5歳以上あると同意の有無に関わらず処罰
- ※教師と児童生徒の関係においては、立場ゆえの影響力によって、児童生徒側が不利益を生じることを不安に思うおそれがあることから、自由な意思による同意は成立しにくく、同意があったと認識していたとしても不同意わいせつや不同意性交等として処罰される可能性あり
- ※不同意わいせつ及び不同意性交等は、殺人、強盗、放火、略取誘拐、人身売買と並ぶ重要犯罪

刑法（面会要求等）

（明治40年法律第45号）

16歳未満の児童にわいせつな目的で会おうとしたり、裸の写真や動画を送らせようと要求したりするだけで犯罪となり、それだけで**処罰**されます

【概要】

○面会要求（182条1項・2項）

わいせつの目的で、16歳未満の者に対して、偽計や威迫、強制の手段を用いたり、金銭を交付することを約束して面会を求めるなどを処罰

面会を要求した場合、**1年以下の拘禁または50万円以下の罰金**

実際に面会した場合、**2年以下の拘禁または100万円以下の罰金**

○映像送信要求（182条3項）

16歳未満の者に対して、性交等をする姿や性的な部位を露出した姿などの写真や動画を送るように要求することを処罰

送信を要求した場合、**1年以下の拘禁または50万円以下の罰金**

※**13歳以上16歳未満の者に対する行為については、行為者との年齢差が5歳以上ある場合に処罰**

児童福祉法（児童に淫行をさせる行為） (昭和22年法律第164号)

教師という立場を利用して、18歳未満の児童に対して性交等の性的な行為をすれば、**処罰されます**

【概要】

○児童に淫行をさせる行為（34条1項6号）

児童に対して事実上の影響力を及ぼして児童に淫行させる行為を処罰

【10年以下の拘禁または300万円以下の罰金】

※事実上の影響力とは、雇用、身分、その他の支配関係のことをいい、教師やスポーツコーチと教え子、児童養護施設の職員と入所児童などがこれに該当

※ここでの淫行とは、性交のほか、性交類似行為（性交を模して行われる手淫、口淫行為等）を含む

青少年保護育成条例

18歳未満の青少年に対する淫行やわいせつ行為は、各自治体の青少年保護育成条例で禁止されており、違反すれば**拘禁や罰金などの処罰を受けます**

【概要】

青少年の保護や健全な育成、そしてその環境整備を目的として各地方公共団体が制定している条例の総称

内容についてはそれぞれの条例で多少異なるものの、おおよそ青少年に対する淫行やわいせつ行為、深夜同伴を禁止する条文あり

違反行為があれば**刑事罰の対象**

※例）東京都（東京都青少年の健全な育成に関する条例）

青少年に対する淫行を行った者は、**2年以下の拘禁または100万円以下の罰金**

青少年を深夜に連れ出し、同伴した者は、**30万円以下の罰金**



迷惑防止条例

下着等を撮影しようとカメラやスマートフォンを差し向けるだけでも、各自治体の迷惑防止条例で禁止されており、違反すれば**拘禁や罰金**などの処罰を受けます

【概要】

公衆に著しく迷惑をかける行為等を防止し、生活の平穏を保持することを目的として各地方公共団体が制定している条例の総称

内容についてはそれぞれの条例で多少異なるものの、おおよそ下着等を撮影する目的でカメラを差し向ける行為を禁止する条文あり

違反行為があれば**刑事罰の対象**

※例) 東京都（公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例）

下着等を撮影する目的でカメラを差し向けた者は、**1年以下の拘禁または100万円以下の罰金**

常習として上記違反行為を行った者は、**2年以下の拘禁または100万円以下の罰金**

事例①（児童買春）

【児童買春、児童ポルノ禁止法違反】

○ 事案概要

高校教諭A（50代・男性）はSNSで「パパ活」の募集をしていた女子中学生Bに連絡



Aは「お金あげるよ。1万円でいい？」などとDMでBと会う約束をした



当日、AはBをホテルに連れ込み、**Bの胸を触る等のわいせつな行為**をした



後日、警察の捜査員がサイバーパトロールでBのパパ活に関する書き込みを発見



警察が、Bから事情を聞いたところ、Aとの行為が発覚し、警察による捜査開始



逮捕

- 刑事処分 罰金50万円
- 行政処分 懲戒免職

事例②（児童ポルノ・映像送信要求）

【児童買春、児童ポルノ禁止法違反・映像送信要求】

- 事案概要

小学校教諭A（20代・男性）は、**女子中学生B**とSNSで知り合う



AはDMでBに「肌のケアについて教えてあげる」「胸の状態を見てあげるから画像を送って」などと**裸の動画像の送信を要求**



BはAから繰り返し要求されるがまま、裸の写真を送信してしまった



後日、「裸の写真を拡散されたらどうしよう」と心配になったBが両親に相談



両親が警察に被害を申告したことで、警察による捜査開始



逮捕

- 刑事処分 罰金40万円

- 行政処分 懲戒免職

事例③（盗撮）

【性的姿態撮影等処罰法違反】

- 事案概要

高校教諭A（30代・男性）は、運動部の顧問であり、女子マネージャーも複数人在籍していた

ある日、Aは女子マネージャー更衣室にスマートフォンを隠して設置し、
女子マネージャー5名の下着姿等を盗撮

録画状態のスマートフォンを発見した女子マネージャーが両親に通報

両親が学校に連絡したほか、警察にも連絡したことで、警察による捜査開始

逮 捕

- 刑事処分 罰金50万円

- 行政処分 懲戒免職

事例④（盗撮）

【性的姿態撮影等処罰法違反】

- 事案概要

小学校外部指導員A（30代・男性）は、数年前から夏休み限定の水泳指導員（ボランティア）として活動

↓

Aは、女子更衣室として使用されていた教室にスマートフォンを置いて
女子児童の着替えの様子を盗撮

↓

巡回していた他の教諭にスマートフォンを発見されたことで発覚、学校から警察に連絡

↓

警察の捜査により容疑が固まり、**逮捕**

↓

その後、学校も**保護者説明会を実施**する等の対応に追われた

- 刑事処分 懲役2年（執行猶予4年）

事例⑤（わいせつな行為）

【不同意わいせつ】

○ 事案概要

中学校教諭A（50代・男性）は女子中学生Bの担任である



AはBが自身に好意を抱いていると一方的に思い込んでおり、ある日、部活動の合間に空き教室に呼び出してわいせつな行為に及んだ



Bの相談を受けた保護者が学校及び警察へ通報したことにより発覚、警察による捜査開始



逮捕

※AとBの供述の違い

A：「Bは私のことが好きで、嫌がってはいなかった」

B：「とても嫌だった」

○ 刑事処分 懲役3年（執行猶予4年）

○ 行政処分 懲戒免職

事例⑥（性交等）

【不同意性交等】

○ 事案概要

中学校講師A（20代・男性）は、勤務先の中学校に在籍する**女子中学生B**が自身に好意を抱いていることを知る



そのことを利用し、Bを複数回ホテルに呼び出して**性交等**に及んだ



後日、Aが他の事件で捜査対象者となった



警察がAのスマートフォンを確認したところ、Bに対する「定期的にメッセージ消しとけよ」「先生って呼ぶな」「ホテルの近くに着いたら連絡しろ」などの**メッセージを発見**したことでの発覚



警察による検査の結果、容疑が固まり**逮捕**

他にも児童生徒性暴力事案の余罪があり、複数回にわたり逮捕

○ 刑事処分 懲役6年

○ 行政処分 懲戒免職

事例⑦（わいせつな行為）

【青少年保護育成条例違反（みだらな性行為）】※態様によっては、児童福祉法違反にも該当し得る

- 事案概要

高校教諭A（50代・男性）は、顧問である文化部に所属している女子高校生Bが自身に好意を抱いていることを知る



Aは、「部長に推薦してあげるから触らせて」などと言ってBを部室に誘い込み、複数回にわたってわいせつな行為に及んだ



Bは、Aも自分に好意があると思い込んでいたが、次第に、Aは、わいせつな行為はするものの、それ以外は冷たい態度をとることから、不信感を覚えたBが警察に相談、発覚



逮 捕

- 刑事処分 罰金50万円

- 行政処分 懲戒免職

事例⑧ (わいせつな行為)

(青少年保護育成条例違反 (みだらな性行為))

- 事案概要

中学校非常勤講師A（20代・男性）は、男子高校生BとSNSで知り合う



AはBとDMで会う約束をし、ホテルなどで複数回わいせつな行為に及んだ



ある日、「男性教諭が男子高校生と性行為をしている」「名前も住所も教えることができる」などの匿名通報がホテルを管轄している警察署に寄せられたことで発覚、警察による捜査開始



逮捕

- 刑事処分 罰金50万円

- 行政処分 懲戒免職

事例⑨（性交等）

【青少年保護育成条例違反（みだらな性行為）】

○ 事案概要

高校教諭A（30代・女性）は、**男子高校生B**と学校外の運動サークルで出会う



Aは勤務校で運動部顧問を務めており、Bに対して個人的に指導を行うようになった



次第にAがBを自宅に呼ぶようになり、そこで複数回にわたり**性交等**に及んだ



Aの勤め先に「女性教諭が男子高校生と交際しているようだ」などの情報が寄せられ、
学校関係者が警察に通報したことで発覚、警察による捜査開始



逮捕

○ 刑事処分 罰金50万円

○ 行政処分 懲戒免職

事例⑩（性交等）

【児童福祉法違反（児童に淫行させる行為）】 ※態様によっては、不同意性交等罪にも該当し得る

- 事案概要

高校教諭A（20代・男性）は、女子高校生Bが所属する部活動の顧問であり、進路相談の名目でBを自宅に連れ込む



Bの「断れば進路に影響が出るかもしれない」という心理につけ込み、性交等に及んだ



Bが友人や他の教諭に相談したことで発覚、警察による捜査開始



逮 捕

- 刑事処分 罰金50万円
- 行政処分 懲戒免職

事例⑪ (リベンジポルノ)

【リベンジポルノ防止法違反・青少年保護育成条例違反（みだらな性行為）】

○ 事案概要

小学校教諭A（40代・男性）は、職業や既婚者であることを隠してSNSで知り合った**女子高校生B**と交際、複数回にわたり性交等に及んだ

↓
Aが既婚者であることを知ったBが、連絡を断とうとした

↓
AはBに対し「ブロックを解除しないと晒す」「デジタルレタトワーの怖さを知れ」などと脅迫

↓
さらに、交際中に撮影したBの**わいせつ動画をインターネット上に公開**

↓
自身の動画が公開されていることを知った**Bが管轄警察署に相談した**ことで発覚、警察による捜査開始

↓
逮捕、Aには他にも児童生徒性暴力事案の余罪があることが後から判明

○ 刑事処分 懲役3年（執行猶予5年）

○ 行政処分 懲戒免職

事例⑫ (盗撮)

(迷惑防止条例違反)

- 事案概要

小学校教諭A（20代・男性）は、自身の靴の甲の部分に穴を開け、カメラを仕込んでおり、商業施設内で**女子中学生B**の股下にその靴を差し入れた



その状況を目撃した施設の従業員が、「ちょっといい」と声をかけると、同従業員の制止を振り切って逃走



従業員が「逃げるな」と叫びながら追いかけたところ、居合わせた客がYを取り押さえる



現行犯逮捕

- 刑事処分 罰金30万円
- 行政処分 懲戒免職

児童生徒への性暴力等を見つけたら...

【教員性暴力等防止法】

○児童生徒性暴力等に対する措置（第18条）

・相談を受けた者

- 1項 性暴力の事実があると思われるときは、学校又は学校の設置者へ通報
- 2項 犯罪の疑いがあると思われるときは、所轄警察署へ速やかに通報
- 3項 犯罪があると思われるときは、刑事訴訟法¹⁰の定めるところにより告発

・学校

- 4項 通報等があれば学校の設置者へ直ちに通報、事実確認、報告
- 5項 被害児童生徒の人権及び特性に配慮し、名誉及び尊厳を害しないよう注意
- 6項 被害児童生徒の保護に必要な措置を講ずる
- 7項 犯罪があると認めるときは所轄警察署へ直ちに通報、連携して対処

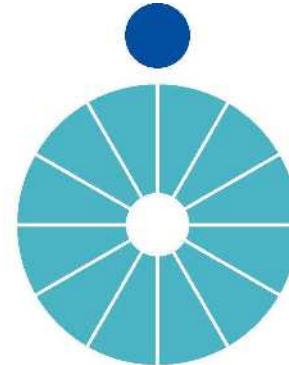


27

10 刑事訴訟法第239条2項 官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。

**卑劣な犯行は様々なきっかけから、
時を経ても必ず発覚します。**

**共に性暴力等から児童生徒を守って
いきましょう。**



文部科学省